

# 武力紛争の第三国に対する武力行使の正当性

森田 桂子

## はじめに

中立法は、伝統的に戦争の合法的存在を背景に成立した、戦争の非当事国（中立国）をめぐる権利義務の総体である。その適用は法上の戦争（*war de jure*）の発生に依存し、中立国は戦争の局外にとどまるかわりに、交戦者間の敵対行動により生ずる一定の負担を甘受すべきものとされてきた。

しかしながら20世紀初頭以降、戦争が違法化されていくにしたがって中立法の継続的妥当性は疑問視され、その適用範囲を狭めようとする傾向が見られるようになった。とりわけ国連憲章はあらゆる武力の行使及び威嚇（2条4項）を禁止したため、交戦国が宣戦布告を行う可能性は殆どと言っていいほど消滅し、（国連による集団的措置を除いて）国家間で今日戦われる武力紛争は自衛権以外に正当性を求めることは不可能となった。しかしこういった状況の下で、武力紛争への関与を望まない第三国は、自ら中立を選び、また交戦当事者による臨検・搜索等の交戦権の行使を受け入れることによって中立が依然として効力を維持していることを示してきた。

但し、中立法の適用自体が否定されないとしても、非交戦当事者である第三国が侵略国、被害国それぞれの交戦国との間で武力不行使あるいは自衛権原則の観点から伝統的な中立法のいかなる範囲の義務を引き続き負うことになるのか不明な点も残されている。交戦国が武力紛争の過程で中立国に対して何らかの侵害を加える場合に、交戦国はかつての正当化根拠を援用するだけで足りるのか、反対に侵害を受けた当該中立国が責任を追及し、権利の確保を要求することはいかなる場合にできるのか、現代における中立法の適用範囲は、その確立時期とは著しく変容を遂げた国際環境の中で改めて確定される必要がある。

## 1 中立国に対する戦争の効果

### （1）戦後の武力紛争の扱い

交戦国より侵害を受けた際の中立国側の態度は、戦後の武力紛争の例で見ると、必ずしも強力的手段による応酬ばかりでない。米軍がヴェトナム戦争中の1970年に中立国カンボ

ジアに侵攻した際も、カンボジア政府がこれを軍事力により排撃したということではなく、それどころか一部にはカンボジアが米国に対して事後の同意さえ与えたとも言われている<sup>(1)</sup>。当時既にカンボジアは北ヴェトナムとヴェトコンにより一部軍事占領されており、米国は、カンボジアがこれらの敵側勢力の増強を自ら排除できない以上、南ヴェトナムを防衛するために集団的自衛権を行使すると主張して、対カンボジア侵攻を正当化したのである<sup>(2)</sup>。また、イラン・イラク戦争では、イラク爆撃により多くの石油施設が破壊され、ペルシャ湾岸の中立沿岸国は油濁汚染により甚大な被害を被ったが、イラクが賠償に応じることではなく、様々な平和的解決の手段が考案されるもそれらの試みが結局功を奏することとはなかった<sup>(3)</sup>。

他方、中立国側が強固な姿勢を示したことにより、問題が大きくクローズ・アップされた例もわずかながら存在する。イラン・イラク戦争では、ホルムズ海峡やペルシャ湾を通航する多数の外国船舶が、戦争水域の設定やタンカー攻撃などにより通航権を大幅に制限され、危険に曝されていた。懸案水域の通航に死活的利益を有する米・英・伊・蘭・白などは一斉に同戦争に対して中立の立場を表明した上で<sup>(4)</sup>、海洋法条約の下で認められている領海内の無害通航権（海洋法条約18、19条）あるいは国際海峡の通過通航権（同38条）の保障を両交戦国に対して要求し、商船の保護・救助、掃海作業を目的として海軍を投入した。しかし、さらに米国とイランとの間では、イランが敷設したと目される機雷やミサイル攻撃によって米国の艦艇が損傷し、米国もイランに対する報復行動をとったために両

- 
- (1) 米国による侵攻への黙示の合意と解釈された1970年5月5日付のカンボジア政府声明文は、John Norton Moore, "Legal Dimensions of the Decision to Intercede in Cambodia," in Richard A. Falk, ed., *The Vietnam War and International Law: The Widening Context*, Vol.3(1972), pp.70-71, n.60.これに加えて、カンボジア侵攻は、カンボジアの防衛をも目的とした集団的自衛の行使であるとも説明された。Ibid., pp.75-76.
- (2) John R. Stevenson, "United States Military Action in Cambodia: Questions of International Law (Address made by the Legal Adviser of the State Department before the Hammarskjord Forum of the Association of the Bar of the City of NY on May 28, 1970)," in *ibid.*, pp.23-32. 他方、米国の同国侵攻を違法と見る立場からは、1965年から70年までの間、米国及び南越軍攻撃に関してカンボジアが国連安保理に数百回にも及ぶ抗議をしていたと記されている。John H. E. Fried, "United States Military Intervention in Cambodia in the Light of International Law," in *ibid.*, pp.134-136.
- (3) 自然環境の保護に関する第1追加議定書55条は「戦闘においては、自然環境を広範、長期的かつ深刻な損害から保護するために注意を払う」と定める。この認定は「過度」という極めて高い「敷居」を超えない限り、軍事的必要とのバランスの上で戦争法上、中立国が甘受すべき付随的損害として補償されない可能性が高い。イラクは、イ・イ戦争当時、第1追加議定書の当事国ではないのでいずれにせよ同条の援用は不可能である。藤田久一『国際人道法』（有信堂、1993年）257ページ。Richard L. Weiner, "Limited Armed Conflict Causing Physical Damage to Neutral Countries: Questions of Liability," *California Western International Law Journal*, Vol.15 (1985), pp.161-191. 湾岸戦争、コソヴォ空爆等に伴う環境損害について、村瀬信也「武力紛争における環境保護」村瀬信也・真山全編『武力紛争の国際法（石本泰雄先生傘寿記念論文集）』（東信堂、2004年）632～654ページ。
- (4) 各国の中立的姿勢については次を参照。Andrea de Guttry and Natalino Ronzitti, eds., *The Iran-Iraq War (1980-1988) and The Law of Naval Warfare* (1993), pp.111-113, 212-213(米), 245-247, 258-259(英), 432-433(伊), 483-490(蘭・白).

国間の関係は著しく険悪化する状況を呈した。その後、両国間の争いは司法の場に移され、それぞれの武力行使の正当性、米国の中立性が激しく問われることとなった<sup>(5)</sup>。また、米国以外の中立国も、交戦国から攻撃の危険に脅かされた時には中立を維持しつつ自衛措置に訴える権利を留保するなど、交戦国との関係悪化に関する懸念は広がりを見せた。このように、イラン・イラク戦争では、交戦国の中立国に対する侵害措置及びそれに対する中立国の「自衛」措置のそれぞれの正当性、交戦国と交戦状態に入った際の中立の継続性等多くの論点が噴出した。

## (2) 「非交戦状態」による中立の逸脱

これらの問題を検討するにあたっては、本来、中立国がいかなる場合に交戦国によって中立義務違反の烙印をおされるかという、武力紛争に際して第三国に課せられる義務の性格が前提として決定されなければならない<sup>(6)</sup>。交戦国に復讐を促す、あるいは中立の終了により交戦国との間に戦争状態を生ずるかは、ひとえにこの中立義務違反の判断にかかっているからである。

ところで連盟規約や不戦条約が戦争を違法と位置づけて以降、中立法が伝統的に依って立つ戦争の全般的許容という基盤は瓦解し、中立概念は動揺の時期を迎えることになった。無差別戦争観が支配した時代においては、戦争の正当原因 (*jus ad bellum*) のレベルで等しい地位を与えられた両交戦国は、いまや一方では違法な戦争を開始する侵略国と、他方で侵略に対して自衛権を行使する被害国と、両者間には明確な区別が設けられた。第三国がこの侵略国に対する国際組織の制裁措置へ参加する場合、あるいは集団的自衛権を行使して被害国を支援する場合には、伝統的に強要された中立の地位を離脱する事態を生じる。但し、国連安保理が拘束力ある決定をもって侵略国に制裁を発動する場合には、国連加盟国たる第三国が中立を離れて被害国を助けるのは憲章上の義務<sup>(7)</sup>と理解されているため、主として中立義務の逸脱が議論されるのは後者の集団的自衛権を発動する場合となる<sup>(8)</sup>。

(5) イラン・米国間の対立は、その後司法の場に移された。国際司法裁判所のオイル・プラットフォーム事件については、International Court of Justice(ICJ), *Oil Platforms (Islamic Republic of Iran v. United States of America)*, Merits. Judgment, *ICJ Reports 2003*.

(6) 後に本文で取り上げる公平(防止)義務はともかくとして、少なくとも容認(黙認)義務について、「国家実行は武力紛争に関連するものとしては驚くほどの斉一性を示している」。引用は、真山全「現代における武力紛争法の諸問題」村瀬・真山編『武力紛争の国際法』21ページ註18。Dietrich Schindler, "Transformations in the Law of Neutrality since 1945," in Astrid J. M. Delissen and Gerard J. Tanja, eds., *Humanitarian Law of Armed Conflict. Challenges Ahead. Essays in Honour of Frits Kalshoven* (1991), p.379.

(7) 安保理の「決定」(国連憲章25条)に関する憲章義務の優位性(同103条)。

(8) 国際法協会による「海上中立に関するヘルシンキ原則」における「国連憲章の中立法に与えた影

交戦状況に入らない第三国が一方の交戦国を公然と支援し、中立義務を逸脱する実行は実際に第2次大戦中にも登場し、この頃から第三国が戦時中にとりうる中立以外の新たな地位として「非交戦国」というカテゴリーが議論され始めた<sup>(9)</sup>。この論争は現在でも未だに解決を見ていないが、「非交戦国」概念が慣習法上確立したとする見解<sup>(10)</sup>が正しければ、武力紛争の第三国は中立を選ぶことも選ばないことも任意となり、選ばない場合には適法に中立義務を逸脱しうる。

今日の武力紛争において果たして第三国が新たな立場の選択肢——中立を逸脱する非交戦国——を取得したと言えるのか否かは、中立法を論ずる上で前提的論点をなすが、これについては次のような解釈が提起されていることから本稿では詳述は差し控え、さしあたり、中立が設定される状況を対象として交戦国と中立国との間の法律関係を論じたいと思う。すなわち、第三国が中立と非交戦状態のいずれの立場を選ぶかということは、当該第三国の主観的政策判断に属する事項であるが、その判断の如何にかかわらず、第三国の支援行為により不利益を受けたと考える交戦国が当該第三国に対して取る対抗措置には殆ど違いが見られない、という考え方である。武力紛争の第三国には中立法が一律に適用されるとする立場では、伝統的国際法における中立法適用の構図が今日でも維持されるため、敵国への支援は当然に中立義務違反を構成し、これに対する交戦国の復讐行使が承認される<sup>(11)</sup>。他方で、非交戦状態を認める見解においても、第三国は自己が信ずるところの「侵略の被害国」を合法的に支援し、中立義務を一部逸脱することは確かにできるが、「侵略国」が当該支援に着目してこれを阻止するための措置を講ずれば、この第三国が武力紛争に巻き込まれる政治的リスクは依然として高い<sup>(12)</sup>。

このように、交戦国と第三国との間の武力行使の正当性を考察するとき、まず両者の間で中立法の適用が排除されているのか、次に中立法が引き続き適用されているとしてそれ

響」(原則1.2)解説参照。International Law Association(ILA), Helsinki Principles on the Law of Maritime Neutrality, *Report of the Sixty-eighth Conference* (1998), p.499; D. W. Bowett, *Self-Defense in International Law* (1958), pp.179-181.

(9) 中立法令が1939年に改正された際、米国内では国際法学者の意見が合法、違法の真二つに分かれて激しく対立した。近時の論説として、松本厚「非交戦国の法的地位——中立法の選択的適用」(防衛大学校総合安全保障研究科図書室蔵、未公刊、2001年)。和仁健太郎「中立制度に対する戦争違法化の影響——戦間期及び第2次大戦中の学説・国家実行の検討」『国際関係論研究』18号(2002年)。

(10) Schindler, "Transformations in the Law of Neutrality," p.373.

(11) Michael Bothe, "Neutrality in Naval Warfare," in Delissen and Tanja, eds., *Humanitarian Law of Armed Conflict*, p.391; idem, "The Law of Neutrality," in Dieter Fleck, ed., *The Handbook of Humanitarian Law in Armed Conflicts* (2004), pp.486, 494.

(12) Schindler, "Transformations in the Law of Neutrality," p.380。これに加えて、武力紛争の過程、あるいは終結後に安保理の介入が実現し、自己が支援した被害国が安保理によって「侵略国」と判断されれば、自らも侵略に荷担した罪に問われる可能性もある。Bowett, *Self-Defense*, p.181.

が今日の武力不行使や自衛権の原則とどのように整理されているのか等の点をいかに捉えるかにより、幾つものバリエーションを生じる。

臨検、捕獲等、典型的な交戦権の行使、及びそれに関する中立国の黙認義務に関しては、第2次大戦後の国家実行上もその実施は広く認められてきたため、とりあえず本稿では考察対象から除外した上で、以下では、中立国の領域（領海）にかかわる武力行使の正当化根拠としての自衛権援用の意味を吟味し、中立法の観点からもその援用の妥当性を考えてみたい。

## 2 中立と自衛

### (1) 中立に対する自衛権援用の意味

交戦当事者が武力紛争の過程で第三国へ侵害を及ぼし、それを正当化するために自衛権を援用する場合、その意味は3つに分類することができる。以下、便宜のため、交戦国をそれぞれA、B、中立国をCとし、A国とB国はそれぞれ自衛権を援用しているが、国連による強制措置は行われていない状況とする。

第1に、B国は、C国をA国の共同交戦国と見なして自衛権を発動するケースである。この時、当初のA-B間の武力紛争はC国を取り込む形で拡大する。第2に、B国がA国に対して敵対行為を行う過程で、その付随的損害がC国に及ぶ場合である。この時、B国の自衛権の発動はC国を直接の標的とはしていないが事実上の効果が及んでいる。第3に、C国の中立義務違反を理由として、B国がC国に対して自衛行動をとる場合である。この時、当初のA-B間の武力紛争とは別にC国への自衛権の援用が行われており、C国に対する措置は散発的で且つ一時的なものにとどまる。

第1と第3の場合は、ともにC国の中立違反を契機としているため、実際にはB国による自衛権援用の文脈を判別することは難しいと思われるが、中立の継続性、武力紛争の拡大の観点から両者は一応概念的には区別される。

### (2) 武力不行使原則の中立への帰結

中立国に対する軍事的措置の正当性が専ら自衛権に求められるのは、国連憲章の下で、国家が武力行使を許される根拠が大幅に制限されたことと深く関係している。かつて中立が隆盛を極めた伝統的国際法において許容されていた自助の権利、そしてその究極的な形態である戦争の権利は、今日では剥奪され、国家は仮に他国から危害を及ぼされても武力に訴えずに平和的に紛争を解決する義務が厳しく課せられている（憲章2条3項）。当然、

復仇措置も武力を背景とする限り違法である（憲章2条4項、友好関係原則宣言I. 1）<sup>(13)</sup>。交戦国と中立国との関係においても同様に、自衛権は武力行使に訴える唯一の正当化根拠となったと考えなければならない。

交戦国の自衛権援用について先に示した3つケースを、伝統的国際法における自助、戦争、武力復仇の許容を前提に再構成すれば、第1の場合は、中立の喪失、終了による開戦、第2の場合は、戦争の過程で生じる付随的損害、第3の場合は中立義務違反に対する交戦国の自助（復仇）となろうが、やはりこの場合でも第1と第3の場合が厳密には区別しがたい<sup>(14)</sup>。要は、A国あるいはC国の行為により不利益を被ったB国が、当該中立義務違反を軽微なものとし、C国に引き続き中立の継続を認めて戦争の局限化に利益を見出すか否かの判断に依存すると思われる。

いずれにせよ、この伝統的国際法の下でそれぞれ、戦争、戦争の付随的効果、自助（武力復仇）と説明されてきた事態は、現代国際法による武力行使の制限を背景に、以後、自衛権の援用という議論に置き換えられる。但し、ここでの「置き換え」の意味は、武力行使の正当性が一般国際法上、自衛権に限定されているという意味にとどまり、自衛権概念の実質的機能が、かつての戦争、自助、復仇に代替した、ということまでは必ずしも含まない。自衛権は、その発動及び行使のいずれの時点でも厳格な要件に服す特殊な権利である以上、上記のそれぞれの場合に適合するか否かは検討を要するものと思われる。そもそも自衛の権利が確立する過程において、中立がいかなるかわりを有していたかも併せて検討の論点となろう。

### （3）伝統的国際法における交戦国の中立国に対する武力行使の態様

中立国領域、領海、領空は、原則として交戦区域から免除されるが、交戦国より武力を行使される場合として次の2つがある。第1には、中立国が自ら義務違反を犯すことによって復仇措置を講じられる場合、第2に、中立義務違反はないが、事実上、交戦行動の影響が自国に及ぶ場合である。

(13) James Crawford, *The International Law Commission's Articles on State Responsibility* (2002), pp.168-169, 288-289; Bothe, "The Law of Neutrality," in *ibid.*, p.493.

(14) 両者は、B国が措置を講ずる目的が、第1の場合には直接中立国を標的とするのに対して、第3の場合には中立国内の中立違反行為の是正にのみ向けられている点で区別される。また、等しく中立義務違反を契機としても、その重大性を根拠に交戦国B国が中立国に対して開戦で応じるという場合、中立を終了させる直接の原因は、中立義務違反そのものではなくB国の開戦決定である。L. Oppenheim, H. Lauterpacht, ed., *International Law*, Vol.II, 7th ed., (1952), pp.684-685, 752. 但し、両者の判別が実際には容易でないことは、本文後掲のドイツのベルギー中立侵犯事件 (*ibid.*, p.685.) でも明らかである。

①中立違反の帰結——交戦国による事後救済の態様<sup>(15)</sup>

中立国と交戦国との間において、いずれか一方の中立違反をめぐる争いが生じる場合には、先に示したように戦争や、復仇、自助行為等、軍事的措置に訴えることが歴史上ひんぱんに行われ、平和的手段だけで解決が図られるのはむしろ例外とされてきた。

中立紛争のリーディング・ケースとされるアラバマ号事件はその数少ない一つである。本件の仲裁裁判所は、中立国が戦時に負う注意義務の程度を審理した上で、当該義務の履行を怠った中立国は、不利益を与えた交戦国に対して損害賠償義務を負うことを判示した<sup>(16)</sup>。中立国は、「相当の注意」という特定の中立義務の履行を怠ったことにより中立の地位を喪失することはないが、事後救済につき責めを果たさなければならない、という趣旨である<sup>(17)</sup>。

外交交渉、仲裁あるいは司法裁判等の平和的手続は、それらが事前あるいは事後のいずれの段階でも武力行使に頼ることなく単独で活用されるならば、交戦国と中立国との紛争処理方式の理想型といえる。しかし、既に交戦状況にある交戦国が、戦争の過程で生じる中立国との紛争に限って平和的手段を用いるとはあまり期待できない。歴史を振り返れば、中立は戦争とは一線を画して双方の交戦国と平和的關係を維持するという建前とは裏腹に、戦争遂行の実際上の必要から通商への干渉や領土・領水等の侵犯等がいわゆる非平和的手続の形を取って非常に多く行われてきた。交戦国による干渉措置が烈度の低い、一時的なものにとどまる場合には、中立国自ら領域侵犯に対して防止措置を駆使するか、あるいは他方の交戦国による復仇の行使を甘んじて受けなければならない<sup>(18)</sup>。しかし、交戦国がさらに烈度の高い究極的な手段に訴えてきた場合には、もはや中立を維持することは困難となり、中立国としては開戦にふみきらざるをえなくなる。

## ②戦争遂行に伴う付随的損害

中立国が交戦国間の武力行使により悪影響を被る原因には、直接自らが標的とされないまでも、交戦国間の敵対行動により生じた付随的損害ということが考えられる。この場合、交戦国は戦争法を遵守していることを条件として中立国に対する損害賠償責任を負わない

(15) 本文中の諸方式の分類を簡潔に示したものとして、以下を参照。Clyde Eagleton, "The Duty of Impartiality on the Part of a Neutral," *American Journal of International Law* (以下、*AJIL*と表記), Vol.34 (1940), pp.99-104.

(16) 山本草二「国際法上の義務の優越—国内法の援用の禁止—アラバマ号事件」山本草二・古川照美・松井芳郎編『国際法判例百選（別冊ジュリスト156号）』（2001年）16～17ページ。

(17) Eagleton, "The Duty of Impartiality," p.101.

(18) 中立国側の義務違反に対する交戦国の復仇の行使；海空戦における中立国の権利義務に関するハーバード条約草案24条Draft Convention on Rights and Duties of Neutral States in Naval and Aerial War, *Research in International Law, AJIL*, Vol.33, Supp. (1939), p.419 *et seq.*

とされてきた<sup>(19)</sup>。

これに加えて、中立国自体は、中立義務に違反していないにもかかわらず、交戦国間で行使される復仇の結果として損害を被った場合にも、加害者たる交戦国が責任を否定する実行が特に第1次大戦では多く見られた。国際慣習法上、敵対交戦国に対する復仇措置は、全く責任のない中立国に対しても悪影響を生ずるならば許容されないとする原則<sup>(20)</sup>の確立が論じられてきたため、実際のケースでは、この原則に触れない形で、すなわち、復仇を行使する交戦国が、その原因となった先行違法行為に中立国の何かしらの関与があったと主張して中立国側の義務違反に根拠づけて責任を否定する例が多く見られた。この問題については後に改めて取り上げる。

#### （4）伝統的中立と自衛権の関連性

伝統的国际法における中立と自衛の関連を考えるにあたっては、自衛権の概念をめぐる次のような特有の状況を認識する必要がある。当時の、とりわけ第1次世界大戦前の自衛の概念については、今日の武力不行使原則の違法性阻却事由とは全く位置づけが異なることに加えて、「質的に異なる」複数の概念がそれぞれ学説上展開されていたことを考慮に入れなければならない<sup>(21)</sup>。

自衛権の古典的先例である*Caroline*号事件をここでは中立とのかかわりから眺めてみたい。本件当時、英領カナダで起きた内戦に対して、多くの米国民が叛乱へ参加し、また支援を行っていたため、米国政府は国内法令を施行し、叛乱にかかわる自国領内の活動を規制していた。しかし、*Caroline*号は米国の規制の網をくぐりぬけ、引き続きカナダ領内の拠点への人や物資の輸送に従事していたため、英国側は米国沿岸の港で夜間停泊中の同船を破壊する措置にでた。米国は、自国領域への違法な侵入、暴力行為・殺人について英国の責任を追及し、英国の行動の正当性が両国間交渉で争われた。

両国間を往復した書簡には、幾度となく中立の語が使用されてはいるものの、本件の米国は法上の戦争に基づく中立国ではなく、平時の内戦に対する第三国としての立場にとどまることがまず議論の前提となる<sup>(22)</sup>。但し、当時は既に、中立時と同様に平時において

(19) ハーバード条約草案22条 Ibid., pp.386-391. 但し、敵対交戦国B国に対する戦時復仇の行使の過程で、中立国に及ぶ付随的損害については責任を免れない（同草案23条, p.392 *et seq.*）。

(20) ハーバード条約草案23条。

(21) 森肇志「Caroline号事件における『自衛権』の機能」『社会科学研究』50巻6号（1999年）69～99ページ。

(22) R. Y. Jennings, “The Caroline and Mcleod Cases,” *AJIL*, Vol.32 (1938), pp.87-88, n.17. 米国は国内で中立法令を施行していたが、これは同法の中立法の施行範囲として、テクニカルな意味における中立に限定せず、あらゆる戦争類似事態を包含していたためである。



も、第三国には、内戦の一方交戦当事者を軍事的に益するような自国の領域使用を排除しなければならない、という防止義務が課せられていた<sup>(23)</sup>。そのため、第三国領域が一方の交戦当事者によって軍事的に利用された際に、敵対交戦当事者は何を根拠に対抗手段を講じることが認められるのかがここでの検討の焦点となる。それでは、この第三国(米国)の防止義務違反が、本件で英国側より自衛権行使の要素として主張されたのかどうか。

英国の主張の趣旨は、米国側から提示されたウェブスター・フォーミュラに応える形で行われた自衛ないし自己保存を基礎としており、米国領内における叛徒の組織化、交戦準備が自国への攻撃の危険を構成する、というものであった。米国が事件当時、中立法令を効果的に実施し、叛乱支援活動を十分に取り締まることができなかったことは、自国に対する攻撃に寄与した一つの原因として確かに言及が見られるものの、英国は明確な形で、米国の違法性を主張するまでには至っていない<sup>(24)</sup>。

本件当時を含めて第1次世界大戦までの間の自衛権の概念をいかに捉えるかについては、近年の整理として、緊急状態説(国内法上の緊急避難)、自己保存説(戦争の合法性を前提として許容された自助)、自衛権説(違法な行為以外の利益侵害あるいはその脅威への対抗措置)に分けるものが見られる。いずれの説を採用するかによって本件の先例としての評価は変わりうるが、緊急状態説では当初より第三国側の違法性の存在は要求されていないし、自衛権説でも若干の例外を除き原因行為の違法性は前提とされない。自己保存権説については、自衛を自助と同列に並べるため、先行する法益侵害の存在が原則として必要となる<sup>(25)</sup>、少なくとも英米間の外交書簡で「自己保存」の語が用いられる文脈によれば、米国側の先行違法行為は主張されていない。したがって緊急状態説と同様、領域国(内戦の第三国)の違法行為が存在しない場合にまで自己保存権が広く援用されるということになる<sup>(26)</sup>。

本件では内戦の第三国である米国は、直接英国に対して攻撃を行ったり、防止義務の懈怠により自国領域を積極的に叛徒に使用させたりすることはなかった。自衛権概念の厳密な内容が当時何であったかという点は別に検討を要するものの、ともかく本件における自

(23) 古典的国際法のテキストにおいて本件が中立法の解説箇所で引用されているのもこの中立法上の防止義務との類似性によるものと推測される。Theodore D. Woolsey, *Introduction to the Study of International Law*, 5th ed. rev., (1879, rep., 1998), p.291; T. J. Lawrence, *The Principles of International Law*, 4th ed, rev. and rew. (1911), p.610; Roy Emerson Curtis, "The Law of Hostile Military Expeditions as Applied by the United States," *AJIL*, Vol.8 (1914), pp.1-37, 224-255.

(24) 米国内法令が効果的に実施されなかったという点を、自衛ないし自己保存とは別に独立の抗弁として構成し、それ自体で同船破壊を正当化できるとする解釈もありうるが、この場合でも米国に非があるとまではされていないので、結局は自衛権の主張と近似する。Jennings, "The Caroline and Mcleod Cases," pp.86-87.

(25) 森「Caroline号事件における『自衛権』の機能」83ページ。

(26) Jennings, "The Caroline and Mcleod Cases," p.91.

衛権の援用は、全く米国の義務違反とは無関係に行われた、ということは確実に言える。

他方、伝統的国際法における戦時状況では、交戦国と中立国との関係において自衛権が武力行使の独立の根拠として作用する可能性は極めて低かったのではないか。確かに、*Caroline*号事件におけるように交渉の場で引用する可能性は否定できないし、大戦中も自衛の語が引用される例は幾つも見られた<sup>(27)</sup>。但し、無差別戦争観を背景に広く自助、復仇、戦争の開始の権利が許容されていたことを想起すれば、自己保存権説に立つ限り「自衛権」が独自に果たす機能はないと思われる<sup>(28)</sup>。これは、自衛、復仇、自助のいずれかの根拠について、それらの何が援用されたか、という厳格な区別が、当時の国際法では二次的重要性しか持たなかった、ということに密接に関係する<sup>(29)</sup>。

次に、中立国の側に先行違法行為は存在しない場合であっても、当該中立国領域を拠点として敵対勢力が攻撃をしかける危険性が高く予想される場合に実力行使を認める自衛権説（当該敵対勢力のみが自衛の対象となる）、または自国が陥った窮地を第三国に帰責せずに緊急措置の実施を認める緊急状態説については、自衛行動の事実上の効果として第三国に悪影響が及ぶことになるが、中立法は、この事態に対する対応措置について必ずしも自衛の概念を用いず、固有の概念整理を行ってきた<sup>(30)</sup>。中立国民による非中立的役務が一方交戦国に対して行われている場合には、その遮断を目的として敵対交戦国が直接、当該私人（商船）を対象に封鎖や捕獲等を実施し、実力措置に訴えるのがその一例である。これは戦争法上、合法的な交戦権あるいは中立国の黙認義務として確立したものである。また敵国勢力が中立国領域（領水）を作戦基地として使用あるいは逃避目的で所在する場合には、中立国の防止義務の不履行を条件として交戦国は自助行為を講じることが許容され、あるいは戦争遂行上の必要性により、法を自ら破り同様の自助行為に従事することができるというのが、従来からの戦争法における整理であった。この中立法に属する問題は次章で検討する。

(27) 中立国と交戦国間における自衛権の援用は、ハーバード条約草案中に独立の項目として設けられていない。わずかに第1次大戦勃発後の交戦国間の外交書簡、宣言等には言及が見られるが、これらは専ら戦争中に執られた一定の措置の正当化根拠として引用されているに過ぎない。Research in International Law, pp.404, 413.

(28) 当時は、まだ自衛権が前提とする違法な攻撃を「違法性阻却事由として理解する基盤そのものが欠如」しており、「戦争が違法とされていなかった時期においては、『自衛』概念は、その本来の意味において占めるべき場所がなく、国際法上厳密な意味における『自衛』概念が認められる前提条件が形成されたのは、第1次大戦以降」である。森「*Caroline*号事件における『自衛権』の機能」77～78ページ。

(29) 「国際法は、……自衛に該当する場合以外の自力救済をも是認する。従って或る自力救済が……自衛に該当するか否かは、違法性が阻却されるか否かの問題ではなく、事前交渉の義務が阻却されるか否かの問題にすぎない。」引用は、田岡良一『国際法上の自衛権』（補訂版、勁草書房、1981年）125ページ。

(30) Curtis, "The Law of Hostile Military Expeditions," p.7.

### 3 伝統的中立法の下の防止義務

#### (1) 陸上中立

領域国の防止義務は、国家領域の絶対的不可侵性を背景に、比較的早くから戦時中立法の下で確立した。交戦国は、「軍隊又ハ弾薬若ハ軍需品ノ輻重ヲシテ中立国ノ領土ヲ通過セシムルコト」(1907年陸上中立条約(ハーグ第5条)約2条<sup>(31)</sup>)、「無線電信局又ハ陸上若ハ海上ニ於ケル交戦国兵力トノ通信ノ用ニ供スヘキ一切ノ機械ヲ中立国領土ニ設置スルコト」(同3条イ)、「戦争前ニ全然軍事上ノ目的ヲ以テ中立国ノ領土ニ設置シタル此ノ種ノ設備ニシテ公衆通信ノ用ニ供セラレサルモノヲ利用スルコト」(同3条ロ)、「中立国ノ領土ニ於テ戦闘部隊ヲ構成シ又ハ徵募事務所ヲ設置スルコト」(同4条)等、軍事目的による中立国の領域使用は固く禁止の下におかれている。これに並行して、中立国は、「其ノ領土ニ於テ第二条乃至第四条ニ掲ケタル一切ノ行為ヲ寛容スヘカラサルモノトス」(同5条)として上記の交戦国の軍事行動を排除するための積極的作為の責任が課せられており、この交戦国と中立国それぞれの義務の履行により、中立国領土の絶対的不可侵(同1条)が確保される仕組みが条約上採用されている。

仮に中立国がこれらの義務に反して、一方の交戦国に対して自国の領域使用を許した場合には中立違反が成立するため、上記の中立国領内の行為によって不利益を被った敵対交戦国は、復讐行為を中立国になすことができる<sup>(32)</sup>。もっとも、この時に中立国が自国領域を戦闘目的に利用させることを防止する義務の程度は、「施シ得ヘキ手段」(the means at its disposal)にとどまるため、それを尽くしてなお結果として阻止できなかったとしても中立違反の責任を帰せられることはない<sup>(33)</sup>。第1次大戦中には、連合国と同盟国の双方による中立侵犯の例が多く見られたが、その中には中立国の防止義務が争点となるものが存在したので幾つかみていきたい。

#### ① 独によるサロニカ爆撃

英国やフランスによる中立国ギリシャの軍事占領を契機として行われたドイツによるギリシャ・サロニカ爆撃は、ドイツ側の違法性が後に混合仲裁裁判所<sup>(34)</sup>によって審理され

(31) 陸戦ノ場合ニ於ケル中立国及中立人ノ権利義務ニ関スル条約。日本は1907年10月18日署名、1911年12月13日批准(明治45年1月13日条約第5号)。英語正文は、Adam Roberts and Richard Guelff, eds., *Documents on the Laws of War*, 3rd ed.(2000), pp.87-92.

(32) ハーバード条約草案24条、p.419 *et seq.*

(33) 同草案24条後段。

(34) Greco-German Mixed Arbitral Tribunal, *Coenca Brothers v. Germany*, 判決抜粋は、*Annual Digest of Public International Law Cases*, Years 1927 and 1928 (1931), Case No.389, pp.570-572.

るところとなった。裁判所は、復讐に関するドイツの主張を認めた上で「連合国によるカロニカの占領は中立違反であり、ギリシャ側の抗議あるいは同意の有無にかかわらず、ドイツは戦争遂行上の必要な措置としてギリシャに軍事活動を行うことを正当化される」<sup>(35)</sup>との判断を下した。この部分だけでは一見して中立国（ギリシャ）側の義務違反を認定したものと解釈しがたいが、ハーバード条約草案による整理では、本件は先行する中立侵犯に対する復讐の事例、中でも交戦国間の戦時復讐としてではなく、中立国に対する復讐の事例として整理されていることが注目される<sup>(36)</sup>。すなわち、本件では、連合国による軍事占領について、ギリシャ側に一定の許容あるいは黙認が存在したことがドイツの復讐行使の根拠と認定されている。

## ②独によるベルギー・ルクセンブルグの中立侵犯

同様に第1次大戦中の中立侵犯の事例であり、且つ自衛の語が引用されたものに、ドイツによるベルギー、ルクセンブルグの中立侵犯を挙げることができる<sup>(37)</sup>。本件では、連合国による両国への中立侵犯、あるいは両国による連合国への支援は行われていなかったため、いかなる中立侵犯も先行して存在していない。そのため、本件では自衛といっても、先に示した自衛権概念の中でももっぱら緊急状態説の立場から引用されることが多い。

ベルギーは、1839年及び1870年に英・露・普・墺・仏との間で締結された条約により、ルクセンブルグは1867年の英・墺・仏・伊・蘭・露・普との間の条約により、第1次大戦勃発当時はともに永世中立国であったが、ドイツにとって両国は、ロシア及びフランスと対峙する状況下で特に戦略的重要性を見出された中間地帯であった<sup>(38)</sup>。より重要な事件とされるベルギーの事件について以下取り上げる。ドイツは、1914年8月2日、進軍に伴い生ずる損失及び損害を全て補償することを条件として自国軍隊のベルギー領内通過を要求し、仮にベルギーがこれを拒否した場合には同国を敵国とみなすとする、いわゆる「友好的態度」をベルギーに対して要求、12時間内にその決断を迫る最後通牒を発した<sup>(39)</sup>。

(35) 但しこれとは対照的に、ハーグ陸戦規則26条の類推適用に基づきドイツが事前警告なく行った爆撃については違法と判断された。田岡良一『国際法Ⅲ』（新版、有斐閣、1978年）350ページ。真山全「陸戦法規における目標識別部隊安全確保と民物保護の対立的関係に関する一考察」村瀬・真山編『武力紛争の国際法』343ページ。

(36) ハーバード条約草案24条解説部分参照。Research in International Law, pp.420-421. 当時、ギリシャ首相からは連合軍への招請さえあったとされており、その抗議がほとんど名目上のものであったという事実を鑑みれば、本文に示したハーバード条約草案による判決の解釈は一層補強されよう。Lauterpacht, ed., *Oppenheim's International Law*, p.698.

(37) 本件についての詳細な分析は以下を参照。田岡『国際法上の自衛権』84～97ページ。

(38) ベルギー、ルクセンブルグそれぞれに関する永世中立の設定については、田岡良一『永世中立と日本の安全保障』（有斐閣、1950年）第1章第5、6節参照。

(39) Note Presented by Herr von Below Saleske, German Minister at Brussels, to Belgian Minister for

この通告は翌日ベルギーによって拒否されたため、ドイツは同月4日侵入を開始したが、このことがドイツ自身により「自衛」や「緊急防衛」の語をもって説明された<sup>(40)</sup>。実際には、ベルギー側に何らの中立違反が存在しておらず、そのことはドイツ自身も認識していたため、ドイツの行為は自らも当事国である永世中立条約の違反に相当する。また「緊急防衛」の根拠についても自らの責任で陥ったものである。いずれの理由からもベルギー中立侵犯を正当化する根拠は見出すことはできない<sup>(41)</sup>。したがって、ドイツが一方的に中立領域を侵犯したことに對して、ベルギーは武力に訴えて排撃する権利（ハーグ第5条約10条）を与えられることになり、しかもここで中立国がとる措置は戦争行為とはみなされないため、ベルギーの中立の地位は継続されうる。

その一方でこのような見解に対しては異論も提起されている。ドイツのベルギー侵攻を単なる中立義務違反としてではなく、ベルギーに対する開戦行為とみなして、中立が終了したと考える立場である。この見解によれば、ドイツの行為は「理由を付した開戦宣言あるいは条件付開戦宣言を含む最後通牒」（1907年開戦ニ関スル条約（ハーグ第3条約）1条）の要件を充たす合法的な開戦行為であり、ドイツとベルギーとの間では以後、戦争状態が発生した（と同時に両国間の中立関係は終了し、陸戦中立条約の適用は排除された）、という結論が導かれる<sup>(42)</sup>。その後の戦争の経緯に照らして、これらの見解の当否を判断することは留保するも、交戦国と中立国との間の実力行使の法的根拠に関しては、とりわけ両者が一種の交戦状態に陥った際には明瞭に判別しがたいことを認めねばならない。

これ以外に緊急防衛を理由として中立の侵害が行われる可能性はないとはいえないが、その場合でも「自衛」が固有の意味をもって依拠されることはまずないと考えられる。第1にこの文脈で援用される自衛権は、緊急避難の意味におけるそれであり、中立国側に先行違法行為は存在しない。第2に、戦時におけるそういった緊急の必要性は、従来「自衛」概念で整理されてきたわけではない<sup>(43)</sup>。ベルギー侵犯の際に、ドイツが自衛に依拠したのもっぱら政治的な文脈においてであり、必ずしも明確な内容をもって用いられていた

---

Foreign Affairs, in "Diplomatic Correspondence Respecting the War Published by the Belgian Government," *AJIL*, Vol.9, Supp. (1915), pp.61-62

(40) *Ibid.*; Speech by the Imperial Chancellor in Belgian Minister at Berlin to Belgian Minister for Foreign Affairs, in *ibid.*, pp.69-70; "Germany and the Neutrality of Belgium," *AJIL*, Vol.8 (1914), pp.877-881.

(41) James W. Garner, "Some Questions of International Law in the European War," *AJIL*, Vol.9(1915), pp.72-86. ハーバード条約草案6条後段。Research in International Law, p.245 *et seq.* ベルギーの反撃の権利について特に *ibid.*, p.248.

(42) Editorial Comment, "The Hague Conventions and the Neutrality of Belgium and Luxemburg," *AJIL*, Vol.9(1915), pp.959-962; Lauterpacht, ed., *Oppenheim's International Law*, p.684.

(43) 緊急状態の下で戦争法の逸脱（侵犯）を許容する戦数論として、「戦争法規は戦時に通常発生する事態における軍事的必要のみを考慮して、その基礎の上のうち建てられたものであるから、より大きい軍事的必要の発生が法規の遵守を不可能ならしめることは実際に必ず生ずる。この場合に法

とはいえない。また、中立国側に先行中立違反が存在する場合には、サロニカ爆撃事件におけるように復讐として対応されるのが常であるし、これらの中のいずれに該当しない場合であっても交戦国は合法的な交戦行動の遂行上生じた付随的損害であると説明して、自らの責任を認めることはまずない。戦争の違法化が始まる以前の伝統的国際法においては、以上の理由から、交戦国と中立国の間の法律関係について、自衛概念が固有に作用する場面を見つけることは困難と思われる。

## （2）海上中立

海上中立については、まず、陸上とは対照的に、中立領域に関する絶対的な不可侵性が緩和されているのが大きな特徴である。海上中立条約（ハーグ第13条約<sup>(44)</sup>）は、「交戦国軍艦及其ノ捕獲シタル船舶カ単ニ中立国領海ヲ通過」（mere passage）することは平時の無害通航（innocent passage）と変わらないため「中立ヲ侵害」することはないとして、交戦国軍艦による領海内通航を原則認めている（10条）。

陸地領域と共通する点として、領海内での一切の敵対行為は双方の交戦国に対して禁止されており、臨検・搜索、捕獲、軍艦・弾薬の交付、船舶の艀装、軍需品や武装の更新または増加等、戦闘目的による中立国領海の使用等の事項が禁止される敵対行為である（2、5、6、8、18条）。他方で、中立沿岸国は、これらの敵対行為が自国領海内で行われることを阻止しなければならず、その防止義務を履行したと認められるために「施シ得ヘキ手段ニ依ル監視ヲ行フ」ことが条件とされている（25条）。陸上中立の場合と同様に、中立沿岸国がこの防止義務を怠ったとみなされた時には、交戦国により復讐が行使されるため、その結果自国領海内で交戦行動が生じたとしても当該中立国がこれに異議を唱えることはできない。

この中立沿岸国の防止義務違反の成立の可否は、第2次世界大戦中の*Altmark*事件をめぐって激しく争われた<sup>(45)</sup>。本件は、英国捕虜を輸送して帰航の途につくドイツの補助艦*Altmark*がノルウェーの領海を通航していた際に起きた事件である。中立国ノルウェーの沿岸当局は*Altmark*に対して数回にわたり近接して船舶書類を確認する措置は講じてはい

---

規は交戦国を拘束する力を失う。具体的にどういふ場合がこれに当るかは、個々の法規の解釈の問題として決定されねばならぬ。」引用は、田岡『国際法III』352ページ。坂元茂樹「武力紛争法の特質とその実効性」村瀬・真山編『武力紛争の国際法』特に36～40ページ。

(44) 海戦ノ場合ニ於ケル中立国ノ権利義務ニ関スル条約。日本は1907年10月18日署名、1911年11月6日批准（明治45年1月13日条約第12号）。

(45) 本件も自衛権が援用される1つのケースではあるが、事件当時は、連盟規約及び不戦条約により戦争の違法化が一部進んでいた時代であったので、自衛権の位置づけも第1次大戦前とは異なり、戦争禁止の例外事由として固有の機能が認められつつあった時期と見ることができる。

たものの、同船側が捕虜輸送の事実を偽り当局による臨検も拒否したため、英国の海軍が *Altmark* に接触するまでの間、同号は航路400マイル、3日間に及ぶ長時間の領海内通航を既に行っていた。英国はノルウェーに対して単独、あるいは自国と共同の *Altmark* に対する臨検措置を提案していたが、ノルウェーがこれに応じなかったため、自らノルウェー領海内に入り *Altmark* 号を捕捉、同船内の自国民を解放した。これに対してノルウェーは自国に対する中立侵犯であるとして英国の行為を強く非難したが、英国側もノルウェーこそが防止義務に違反したと応酬し、両国の主張は平行線を辿った。

本件に関しては、沿岸国ノルウェーが海上中立条約で課される防止義務を誠実に履行していたかの判断が学説上も大きく分かれた。ノルウェー領海に無許可で侵入した英海軍の行動が（自助、復仇として）合法であったかという評価も、この中立沿岸国ノルウェーの義務違反の成否に影響されると言ってもよい。

英国の行動を擁護する立場から出された論拠は、ドイツによる中立侵犯及びノルウェーの防止義務違反の2つである。*Altmark* は海上中立条約が直接禁止する敵対行為には従事していなかったものの、連合国からの拿捕を逃れる目的でノルウェー領海に入り、通常の通航態様とは異なる不自然に長時間の航行を続けていた。したがって通航は無害ではなく（5条違反）、また逃避目的による中立国領海使用は作戦根拠地としての使用あるいは軍事的活動の遂行<sup>(46)</sup>にも相当する（10条違反）。このようなドイツの違法行為に対して、中立沿岸国であるノルウェーは、平時以上に積極的な臨検を行うことにより25条に定める防止義務を履行すべきであったところ、それを怠っていたためにやむなく英国が実力行使に訴えた、とする見解である<sup>(47)</sup>。

これに対して出された反論は、まず *Altmark* の通航は海上中立条約が禁止するいかなる敵対行為にも該当せずドイツによる中立侵犯の事実はないこと、またノルウェーについて

(46) 一般的、概括的な規定ぶりを示す本条実施例として、“use ports or waters as station or place of resort for any warlike purpose”（エジプト（1904年）、英国（1862年））、“to prepare for hostile operations or any warlike purposes”（米国（1870、1904、1914年））等。Research in International Law, pp.339-340.

(47) C. H. M. Waldock, “The Release of the *Altmark*’s Prisoners,” *British Year Book of International Law*, Vol.24 (1947), pp.216-238. なお、Waldockの見解では、*Altmark* は海上中立条約12条（中立国の港、泊地又は領水内の碇泊の24時間への限定）にも違反しているとされたが、寄港を伴わない通航へ本条が適用されるか否かは解釈の分かれる点であるためここでは省略する。また捕虜の輸送自体が無害性を否定する要素となり、中立侵犯を構成するとまでは主張されておらず、この点はBorchard等のノルウェーを支持する見解と共通する。

但し、*Altmark* の中立領水違反を認める立場でもWaldockのようにノルウェーの防止義務違反にまで議論が及ぶことはそれ程多くない。Lauterpacht, ed., *Oppenheim’s International Law*, pp.693-395; Jurius Stone, *Legal Controls of International Conflict* (1954), pp.394-395; Bowett, *Self-Defense*, pp.169-171. そのためか、英国による自助行為もマイナーな違反ではあるが独と同様、中立違反であると評価する立場が見られる。D. P. O’Connell, *The Influence of Law on Sea Power* (1975), pp.40-44.

も公船の共有する免除により当初より同船に対する沿岸当局の管轄権行使は制限されている状況下で、虚偽の申告により臨検が拒否された場合には、沿岸当局が強制的に船内を捜索（拘留されている捕虜の発見）すべき義務はないため、防止義務違反は成立しないことが挙げられた<sup>(48)</sup>。

### （3）中立国に影響を与える復仇の法的根拠

この対立に見られるように、英国の行動の違法性は主として海上中立条約の個別の条文解釈をめぐるものであったが、ここで注目したいのは、英国の援用した正当化の根拠は、ドイツによる中立侵犯よりも、むしろ直接的には中立沿岸国ノルウェーの義務違反に向けられていた点である。

中立国領海内において交戦国と中立沿岸国のそれぞれが負う義務は、前者が敵対行為を慎む義務、後者がそれを防止する義務というように、2つは表裏一体をなしている<sup>(49)</sup>。但し、中立国に課せられた防止義務の程度は、敵対行為の発生を100%排除すべき絶対的なものではないため、中立国が「施シ得ヘキ手段」を講じて誠実に義務を履行してもなお、交戦国の軍事力が中立国のそれを凌駕するなどの理由で結果を確保できない事態が生じる。この場合に責任が発生するのは、理論上、沿岸中立を侵犯した交戦国のみであり、中立国が防止義務違反を問われることまでは想定されていない。

交戦国間の戦時復仇の行使は、従来より、その付随的な効果として中立国への権利侵害を伴う場合に、中立国がその合法性を争い、交戦国との間でしばしば紛争を生じることが見られた。しかし、中立沿岸国に先行義務違反が存在しない上記の事態に関して自助による復仇が許容されないということになれば、交戦国にとっては到底受け容れがたい帰結を生じることになる。先行して行われた中立領水内敵対行為も中立国にその排除が期待できない以上放置される他なく、復仇の手段を封じられる側の交戦国は戦争の遂行上、一方的に不利な立場に置かれることを甘受しなければならないからである。

このような不合理な結果を避けるために、復仇の直接の根拠として必要視されたのが中立国側の防止義務違反という論拠である。数世紀にわたる国家実行、裁判例、国内法令、捕獲審検所決定等を集めたハーバード条約草案は、両交戦国が広範に復仇措置に訴えた第1次大戦中の実行を除くと、中立国の権利侵害を伴う形で交戦国間の戦時復仇が行われた例は非常に少ないと結論づけ、この原則は現行国際法上、確立した原則であると述べてい

(48) Edwin Borchard, "Was Norway Delinquent in the Case of the Altmark?" *AJIL*, Vol.34 (1940), pp. 289-294; O'Connell, *The Influence of Law*, pp.43-44.

(49) *Research in International Law*, p.338.



る。措置を講じた交戦国側が実際に援用した正当化根拠は、中立国による義務不履行、あるいは復仇への黙認などに求められることの方が多く、交戦国が上記原則の内容自体を争うことはむしろ稀であったという<sup>(50)</sup>。

*Altmark*事件の一当事者である英国もその例外ではない。本件より遡る第1次大戦中に独巡洋艦*Dresden*が中立国チリ領海内に碇泊中に英海軍艦隊により撃沈された際の事件の処理からもそのことがうかがえる<sup>(51)</sup>。*Dresden*は、1915年3月9日、エンジンの故障を理由にチリのカバーランド湾内に入り、8日間の碇泊を沿岸当局に対して申請していたが、当局は海上中立条約12条を理由にこれを拒否し、反対に同艦に対して24時間以内の出港退去を指示していた。英海軍艦隊がチリ領海内に入り、*Dresden*に対する攻撃を開始したのは3月14日である。既に*Dresden*の碇泊は5日を過ぎていたため、ドイツによる条約違反、中立侵犯は明白な事実である。当然、チリの沿岸当局も通告した期限を過ぎた時点から中立国としてとるべき抑留措置を開始していたところであり、チリの防止義務の履行は英国からも争われることはなかった。むしろ英国は、*Dresden*による過去の敵対行為や不正確な情報をもとに自国が誤った判断を下していた事実を認め、チリの領海侵犯及び同海域における敵対行為の実施について深く陳謝を行ったのである<sup>(52)</sup>。交戦国間復仇が中立国への権利侵害をもたらず場合には、敵対交戦国の先行違法行為のみをもって行為を正当化することは難しく、あくまでも中立国の防止義務の不履行にその正当性が求められなければならないことを本件は示唆している<sup>(53)</sup>。

(50) ハーバード条約草案23条解説部分参照。本条解説で引用される復仇事例は、その多くが海上通商への干渉や航行阻害に関するものだが、少数ながらも領域・領水の侵犯に関する事例も記述されている。とくに第1次大戦中の実行について、交戦国の中でも途中から参戦した米伊等は、復仇行使の過程で中立国権利を侵害することは殆どなく、またほぼ全ての中立国は常に交戦国に対して強く抗議を行っている。Research in International law, pp.392-419. 本文と異なる例外的なケースとして、独によるギリシャ中立領水侵犯、拿捕行為が当該水域を交戦区域へ変質させた（ので連合国は自由に敵対行為を行える）として、中立の終了を根拠とした捕獲審査所決定が記録されている。*The Tinos*, French Conseil des Prises (1917), in *ibid.*, p.407.

(51) 近年、この歴史上の記録とは逆に、英国側が先行してチリの領海を侵犯し*Dresden*を迎え撃ったとする新事実が発見されたと伝えられている。これが真実であるとすれば本件に対する歴史上の評価も変更を迫られようが、この点の考察は機会を改めたい。

(52) Note from Sir Edward Grey to the Chilean Minister, Foreign Office, March 30, 1915, in Agustin Edwards and Edward Grey, "Notes Exchanged Between Great Britain and Chile Respecting the Sinking of the German Cruiser 'Dresden' in Chilean Territorial Waters," *AJIL*, Vol.10 Supp. (1916), pp.72-76.

(53) 本件に関する評価に「英国艦隊の攻撃行為は必要であった」とするものが見られるのこの趣旨に沿っている。"Violations of Neutral Waters," *AJIL*, Vol.9 (1915), pp.484-486. 同じく、中立侵犯に対して交戦国が損害賠償を行った事件として、*Lusitania*事件、Research in International Law, pp.411-412. *Cysne*事件ローザンヌ混合仲裁裁判所判決（中立国ポルトガル船舶を直接、意図的に攻撃対象とした独の復仇措置の違法性を認定）*ibid.*, pp.418-419. *Dresden*事件とは逆に、英国が交戦国として中立国の被害の甘受を迫り、責任を否定したケースもある。

## 今後の課題——自衛の要件論と中立法の整合

第1次大戦後に作成された連盟規約は、戦争の正当原因 (*jus ad bellum*) のレベルにおいて、確かに侵略国と被害国の差別化に成功した。にもかかわらず、戦争の禁止は、単なる手続的制限にとどまり（連盟規約12、13、15条）、連盟加盟国の制裁回避の傾向とも相まって、戦争や中立の状況がなくなるということはなかった。不戦条約でも違法な戦争に訴えた国に対する制裁規定は設けられなかったためやはり状況は変わらず、戦間期を通して、中立は戦争の被害を回避し自国の安全を守るための重要な手段としてみなされ続けたのである<sup>(54)</sup>。

戦争を含めた一切の武力行使を禁止した国連憲章体制の下で、自衛権は初めて条約に明記され、国連加盟国に唯一武力行使が許容される例外的な権利であるとの明確な定義が与えられた。このことは、中立国の中立義務違反に対して交戦国の復讐行使、あるいは開戦を認める伝統的な中立法が憲章規定に整合するよう再定式化する必要を生じた。現代の武力紛争については、中立国が一方交戦国へ行った関与が「武力攻撃」に相当した場合に限り、不利益を受けた交戦国は自衛権の行使を許されるとして、交戦国が中立国に対して武力を行使する根拠はより積極的に自衛権の下で再構成されるようになったのである。また、平時一元化によって、上記の事態は、一国内の反政府勢力へ周辺国が軍事関与する場合<sup>(55)</sup>と一律に、自衛権行使の適否が論じられることにもなった。

ヴェトナム戦争時の対カンボジア侵攻の際にも、米国は、自国の行動を自衛権の諸要件に即して説明し、その正当化をはかった。先に触れたように武力攻撃への該当性のみならず、均衡性の要件を念頭におき、自国の軍事行動が中立国カンボジアを直接標的としたものではなく、侵略勢力を駆逐するための限定的な武力行使であること、その証拠として、軍事活動は8週間という短期間で完了し、米軍の作戦活動区域はカンボジア国境から21マイルの地帯内に限定されている事実を挙げた。措置発動の数日後には、安保理に対して自国の自衛権発動の報告も行ったという。

それでは、今日、中立国と交戦国との関係をめぐる武力行使の正当性は、自衛権の要件を事実のレベルで判断するだけで解決しうる問題となったといえるのだろうか。この点ですぐに想起されるのは、自衛権発動の要件それ自体が、未だに論争の渦から解放されてい

(54) 例えば連盟に当初より加入していたスイスは1938年に絶対的中立政策へ回帰した。

(55) 1986年ニカラグア事件におけるニカラグアの立場がこれにあたる。ICJ, *Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America)*, Merits, Judgment, ICJ Reports 1986, p.14.

ないという点である<sup>(56)</sup>。第三国の関与がいかなる場合に武力攻撃に該当するかについて判断を下したニカラグア事件本案判決が、その後も激しい批判の下に曝されているのもこのことと関係する。本件の多数意見は、ニカラグアによる隣接国国内の反政府団体への武器供与や兵站上その他の支援行為は武力攻撃に相当しないと判断し、米国が集団的自衛権を行使することは許容されないとする結論を下したが、裁判所内部でもこのような「厳格な解釈」に対しては厳しい反論が提起された<sup>(57)</sup>。

以上は、武力攻撃認定の敷居の高さに関する議論であるが、中立の観点から逆にこの相当性の判断基準を批判する見解がヴェトナム戦争の折に見られた。米国は、カンボジアに対する集団的自衛権発動の理由として、中立国カンボジアの防止義務不履行を挙げたが、米国のそれまでの政策はむしろ対極に位置し、アルジェリア独立戦争時の対チュニジア攻撃等、第三国領域内の軍事基地に対する攻撃を強く非難する立場を従来とってきた。米国自身も複数の同盟国領域内の基地を有力な軍事拠点として使用し、また兵站上の便益を享受してきたため、これに対する敵対国の攻撃は、当然、根拠のない侵略であると考えていた筈である。ヴェトナム戦争における米国の二重基準が批判されたのは以上のことを背景としている<sup>(58)</sup>。

他方、必要性及び均衡性の要件に関しても、別の角度から交戦国の実力行使を制約する見解が見られる。上に示した第三国の何らかの関与が認められる状況とは異なり、各交戦国に対していかなる関与もなく中立義務違反が全く存在しない第三国に対して武力紛争の悪影響が及ぶ場合、かつては、合法的な敵対行動であることを条件として交戦国はこの付随的損害に関する責任を免れることができた。しかし、今日では、自衛における必要、均衡の観点から、そのような敵対行為の実施が制限されるとする考え方が示されている<sup>(59)</sup>。

中立と自衛の、双方の観点からいかなる場合に、交戦国あるいは中立国が実力行使を許されるかという問題は、やはり事実判断にとどまらない、規範上の整合作業が必要と思わ

(56) Christine Gray, *International Law and the Use of Force*, 2nd ed. (2004), pp.108-120, 135-151.

(57) Dissenting Opinion of Sir Robert Jennings, *ICJ Reports 1986*, pp.542-544.

(58) Richard A. Falk, "The Cambodian Operation and International Law," in idem, ed., *The Vietnam War and International Law*, pp.51-53; Fried, "United States Military Intervention in Cambodia," pp.113-122.

(59) Christopher Greenwood, "Self-Defense and the Conduct of International Armed Conflict," in Yoram Dinstein, ed., *International Law at a Time of Perplexity* (1989), pp.283-285; 例えば「海上武力紛争に関する国際法サンレモ・マニュアル」4項は「必要性および均衡性の原則は、海上武力紛争法に対しても同様に適用され、また、国家による敵対行為が、自国に対する武力攻撃に反撃し自国の安全を回復するために必要とされる程度と種類の武力（武力紛争法によって禁止されていないもの）を超えてはならないことを要求する」と定めている。他方、国連国際法委員会（ILC）の国家責任条文21条では、第三国に対する自衛行動の効果に関する問題を全て留保している。Crawford, *The ILC's Articles on State Responsibility*, p.167.

れる。そうした観点からの整理は実際にも部分的に打ち出されているが<sup>(60)</sup>、それらは未だ国家実行や国際条約による立法上の解決を経る前の段階にあると言わねばならない。

イラン・イラク戦争は、こうした交戦国と中立国との関係をめぐる未解決の問題の中でも、本稿が主に考察対象とした第三国領域（領海）にかかわる中立義務とは異なった、武力行使の問題点を新たに浮き彫りにした。中立国（米国）側の中立義務違反が中立の終了を招く、あるいは対抗措置の実施が自らに許容される、とするイラン側の主張には、確かに従来から交戦国に認められた中立国に対する復仇行使を想起させる。しかし中立国船舶の通航や通商を妨害する軍事的措置については、中立国領域の防止義務と同列に論じることの是非をめぐって未だに議論が多い<sup>(61)</sup>。中立国は、自国領域の不可侵を守るために一定の武力使用に訴えることが認められてきたが、通航や通商の確保のためにも同様に武力に訴えることが可能であるかは、少なくとも伝統的な中立法では未知に属する事項である<sup>(62)</sup>。現代におけるこれら中立をめぐる自衛の問題については稿を改めて考察したい。

（もりたけいこ 研究部第1研究室助手）

---

(60) Bothe, "Neutrality in Naval Warfare," pp.393-396.

(61) 戦争水域内の第三国船舶への攻撃の根拠については、第三国が交戦国の一定の行動を阻止すべき防止義務の観点から復仇を認める見解に対して、防止義務を海上通商にまで拡大しうるかは問題であり、復仇によって説明することは困難であるとする。引用抜粋は、真山全「海上経済戦における中立法規の適用について」『世界法年報』8号（1988年）25ページ。

(62) A.V. Lowe, "Self-Defence at Sea," in W.E. Butler, ed., *The Non-Use of Force in International Law* (1989), pp.199-200.